

EVIS



3

2012
January

EVIS Letter

編集発行：エヴィス法律会計事務所 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-3-7 北ビル4F

法律部門 / TEL : 06-4707-8004 会計部門 / TEL : 06-4707-8005 FAX : 06-4707-8006 http://www.evis-l-a.com

EVIS
LAW & ACCOUNTING OFFICE

音楽に救われ、つないだ思いを、じま畠島へ。

ナターシャさんは1986年に Chernobyl(チルノブイリ)で起きた原発事故を身近に体験されたそうですが、当時のことをお聞かせください。

当時、私たち家族は Pripyat(プリピヤチ)市のヤノフという村に住んでいました。ヤノフはとても自然豊かな場所で、近くの森でよく遊んだ記憶があります。ウクライナ(旧・ソビエト連邦)の首都・キエフよりは北に位置し、駅から陸橋を挟んだ向こう側には Chernobyl(チルノブイリ)へと続く道がありました。両親と私、姉がふたり、さらに原発事故の1ヶ月前に妹が生まれ、4歳の妹の6人家族。父は、Chernobyl(チルノブイリ)の原発で資材管理の仕事をしていました。事故が起きたのは、私が6歳で、ふたりの姉が10歳と12歳の時です。

原発事故が起きた日はどんな様子でしたか?

事故が起きたのは夜中でしたし、次の日は普通に生活していました。なかには火事を見た人もいて、原発で何か事故が起きたようだという噂が少し流れた程度で、基本的には何も知られていなかったので、子供たちは普

通に学校へ行ったり、外で遊んだり。26日の深夜に事故が起きて、27日になつて、やっとラジオや町内の放送で事故のことが流れました。でも、その時はまだ、大したことがない

ようなニュースで、あまり荷物を持たずに、とりあえず3日間だけ村を離れてくださいと言われました。まだ、小さかったこともあります。私は何が起きているのかよく分らなかつたのですが、周囲はパニック状態で、やはり怖くて不安でした。駅から電車に乗った瞬間、自分はおそらく、もうここへは戻つて来れないだろうと直感し、すぐ涙が出てきて。泣きながら消えていく、外の景色をずっと眺めていました。また、パニックは村を離れることだけに留まらず、喉の痛みや頭痛を訴える人も多くいて、子供が泣き叫んでいたり。私も身も喉に違和感があつたり、頭が痛かつたりして、幼いながらも今までにない大変なことが起きてしまつたと感じていました。

プリピヤチを離れてからの生活はいかがでしたか?

最初、祖母の所に身を寄せましたが、すぐにキエフに避難した当初は、まず友達ができませんでした。それは私に限らず、被爆した大勢の子供たちが、元々キエフに住んでいる子らに受け入れられず、いじめなどもあつて。また大人は大人で、生まれてくる赤ちゃんへの影響を恐れ、結婚を反対されたり。そういうのが辛かったです。私は8歳の時に、今やっている楽器・バンドウーラを始めたのですが、もともと家族が大の音楽好きで姉が樂

隣町の寮へ移り、通学をスタート。同じ年の冬、キエフに避難民のための住宅地ができたので再度、引っ越し、転校。私たちの家族も

そうでしたが、避難した大勢の人たちは、着の身着のまままで、ほとんど荷物を持たず、ご飯を買うお金もあまりありませんでした。父は事故後、しばらくして原発に戻り、事故処理に当たつていて、2週間原発で仕事をし、2週間家に帰るという状態が続き、片付けが少し落ち着いてからは、また元の資材管理をしていました。

キエフにはすぐに馴染むことができましたか?

キエフに避難した当初は、まず友達ができませんでした。それは私に限らず、被爆した大勢の子供たちが、元々キエフに住んでいる子らに受け入れられず、いじめなどもあつて。また大人は大人で、生まれてくる赤ちゃんへの影響を恐れ、結婚を反対されたり。そういうのが辛かったです。私は8歳の時に、今やっている楽器・バンドウーラを始めたのですが、もともと家族が大の音楽好きで姉が樂



Special Interview
人を訪ねて③
歌手・バンドウーラ奏者

ナターシャ・グジー

器を弾いて、みんなで歌つたり、いつも家の中に音楽がありました。キエフに避難してからの

私は音楽のほかに、踊りやフェンシング、絵を描いたりもしました。それは私が抱えているストレスを、少しでも軽くしてあげたいという両親の思いでした。事故後、悲しみや辛さを抱えている子が、すぐたくさんいて、何とか励ま

そうと、学校にもダンスや音楽、楽器などのグループができました。当時は意識していなかつたのですが、いま思つて、楽しいことや新しいことに集中するひとと、イヤなことや悲しいことを少しだけ忘れることができました。なかでも、私は音楽に救われ、いまの自分があります。だから、福島の子供たちにも、そういった何か、音楽でも、スポーツでも、技術でも、何でもいいから、自分が夢中になれるものをみつけて欲しいと願っています。

事故から25年、プリピヤチはいま、どうなつてますか？

事故後、父が原発で働いていたこともあり、家に2度ほど、立ち寄ったようですが、その時、家がブルドーザーで潰されるのを見たそうです。私たちが住んでいた原発に近い木造の家が建ち並ぶ地域は、丸ごとコンクリートで埋められ、プリピヤチ市内は建物を残したまま、立ち入り禁止のゴーストタウンになっています。

現在は日本在住ですが、どういう経緯からですか？

ものすごく優しい、癒される音をしています。たまたま気分が落ち込んでいた時に、ひさしうりに楽器を手にし、弾いてみたら、とてもラクになる自分がいて、楽器の音色や音楽には、こういう力があるんだなーとすごく感じたことがあって。今でも、それは感じます

私が日本に初めて来たのは、19歳の時。被曝した子供たちを中心を作られた音楽団の一員として、チャイリティーコンサートをしにきました。2度目も同じです。ただ、その後、事故から13年、働き続け

ていた父が病に倒れ、私は一旦、

歌手になる夢を諦め、別の仕事についていました。そんな時、音楽団を日本に招いてくれていたジャーナリストの広河隆一さんが、音楽をやめるのはもったいないから、一人でチャリティーコンサートをしてみないかと声を掛けください。それが3回目の来日になりましたが、日本人の人や文化、景色などがすごく好きになり、もっと知りたい、日本語も勉強したい、という思いが強くなつて、広河さんのサポートで4度目の来日が実現。原発がすごく多い日本で、自分が活動する意味は大きい、この国でもっと伝えていきたいことがあります。そんな気持ちで、今に至っています。

福島の原発事故を知った時、どう思われましたか？

何かこう悪い夢を見ているような感じで、信じられませんでした。自分たちが経験したことを、もう2度と誰にも経験させたくない、という思いで、これまでずっと活動を続けてきましたが、その思いが届かず、これから私たちと同じように苦しむ人々がたくさん出てしまつたことは、とても残念です。しかし、

最後にバンドウーラの魅力について教えてください。

し、おそらく演奏を聴いているお客様も感じ取つて下さつて、いるんじやないかと思つんです。自分自身もそうですが、この演奏を聴いて癒されたり、何か希望が持てたりして、みんなが優しい気持になれればいいなと思っています。



ナターシャ・グジー

聞き手・弁護士
田中俊 Shun Tanaka

1981年 大阪市立大学法学部卒業
警備員、資格試験予備校講師などをしながら
1995年 司法試験合格
1998年 弁護士登録。ふじ総合法律会計事務所に勤務
2001年 ふじ総合法律会計事務所にて、パートナー弁護士として事務所経営に携わる
2007年 税理士登録。独立して、エヴィス法律会計事務所を設立し、現在に至る



Special Interview
人を訪ねて③
歌手・バンドウーラ奏者

ナターシャ・グジー Natalya Gudziy
プロフィール
ウクライナ生まれ。
ナターシャ6歳のとき、1986年4月26日未明に父親が勤務していたチェルノブリ原発で爆発事故が発生し、原発からわずか3.5キロで被曝した。その後、避難生活で各地を転々とし、キエフ市に移住する。ウクライナの民族楽器バンドウーラの音色に魅せられ、8歳の頃より音楽学校で専門課程に学ぶ。1996年・98年救援団体の招きで民族音楽団のメンバーとして2度来日し、全国で救援公演を行う。2000年より日本語学校で学びながら日本での本格的な音楽活動を開始。その美しく透明な水晶の歌声と哀愁を帯びたバンドウーラの可憐な響きは、日本で多くの人々を魅了している。2005年7月、ウクライナ大統領訪日の際、首相官邸での夕食会に招待され、演奏を披露。現在、コンサート、ライブ活動に加え、音楽教室、学校での国際理解教室やテレビ・ラジオなど多方面で活躍しており、その活動は高校教科書にも取り上げられている。
公式ホームページ
<http://www.office-zirka.com/>



社会保険労務士と弁護士がタッグを組んで、顧問先に最高のパフォーマンスを提供。

社会保険労務士の仕事は、合理的に割り切れない部分があるから、おもしろい。と語る、中尾さん。しかし、それだけでは、どうしようもなくなつて、合理的に解決せざるを得ない時は、顧問弁護士の目方さんはバトンタッチ。その逆もしかり。お互いが専門分野で最大限の力を発揮する、理想的な相互関係。そんな顧問契約のあり方についてお話をいただきました。

「おふたりの出会いについて、おきかせください。」

中尾氏 父の代からお世話になつていた弁護士先生の事務所に、目方先生が以前、在籍されていましたことから知り合いました。その後、私の顧問先の労災事故が訴訟に発展した時、はじめて目方先生に担当していただき、何かと難しい案件で結局最高裁まで行きましたが、無事、勝訴することができました。

目方氏 私自身、弁護士になつて、まだ、2～3年目だつたと思います。仕事を通じてのおつきあいと言う意味では、この裁判が大きかつたですが、プライベートでも、実

して、丁度、2～3年目だつたと思います。仕事を通じてのおつきあいと言つ意味で、この裁判が大きかつたのですが、平成20年ぐらいです。これは私個人の考え方ですが、やはり弁護士さんというのは個人的なおつきあいで、その方の能力によるところが大きい

中尾氏 目方先生が独立され、いまのエヴィス法律会計事務所に移られてすぐなりました。

目方氏 私自身、弁護士になつて、まだ、2～3年目だつたと思います。仕事を通じてのおつきあいと言つ意味で、この裁判が大きかつたのですが、平成20年ぐらいです。これは私個人の考え方ですが、やはり弁護士さんというのは個人的なおつきあいで、その方の能力によるところが大きい

中尾氏 目方先生が独立され、いまのエヴィス法律会計事務所に移られてすぐなりました。

目方氏 私自身、弁護士になつて、まだ、2～3年目だつたと思います。仕事を通じてのおつきあいと言つ意味で、この裁判が大きかつたのですが、平成20年ぐらいです。これは私個人の考え方ですが、やはり弁護士さんというのは個人的なおつきあいで、その方の能力によるところが大きい

中尾氏 目方先生が独立され、いまのエヴィス法律会計事務所に移られてすぐなりました。

目方氏 私自身、弁護士になつて、まだ、2～3年目だつたと思います。仕事を通じてのおつきあいと言つ意味で、この裁判が大きかつたのですが、平成20年ぐらいです。これは私個人の考え方ですが、やはり弁護士さんというのは個人的なおつきあいで、その方の能力によるところが大きい

中尾氏 目方先生が独立され、いまのエヴィス法律会計事務所に移られてすぐなりました。

目方氏 私自身、弁護士になつて、まだ、2～3年目だつたと思います。仕事を通じてのおつきあいと言つ意味で、この裁判が大きかつたのですが、平成20年ぐらいです。これは私個人の考え方ですが、やはり弁護士さんというのは個人的なおつきあいで、その方の能力によるところが大きい

中尾氏 実際、士業関係の方で契約を結ばれる方は少なく、私の顧問先でも中尾さんの事務所だけ。でもうちの事務所が逆に助けてもらうこともあります。お手伝いをすると、上手く説明できません。そういう場合、私の方で整理して話しができますし、お客様に對しても信頼度が高まります。

「弁護士と顧問契約するメリットは何ですか？」

中尾氏 社会保険労務士が弁護士と顧問契約を結ぶケースは極めて少ないと思います。

私自身、自分の事務所内のこととで先生に相談することはほとんどなく、相談内容は私の顧問先で起こった問題についてです。当然、顧問契約している方が何でも相談しやすいです。もっと言えば、私の顧問先が例えれば、自分の会社で契約されている顧問弁護士

の言葉に納得しかねている場合、私の事務所が法人として

顧問弁護士

最近、社会保険労務士

士も訴訟に参加したいと言つ

はご縁がありまして、休日にたまたま行つた先の「ゴルフ場」で、バッタリ！思ひがけない趣味の一一致で、一気に親しくなつたところもありますね。

「いつ顧問契約されたのですか？」

中尾氏 目方先生が独立され、いまのエヴィス法律会計事務所に移られてすぐなりました。

目方氏 私自身、弁護士になつて、まだ、2～3年目だつたと思います。仕事を通じてのおつきあいと言つ意味で、この裁判が大きかつたのですが、平成20年ぐらいです。これは私個人の考え方ですが、やはり弁護士さんとい

うのは個人的なおつきあいで、その方の能力によるところが大きい

中尾氏 最近、社会保険労務士

士も訴訟に参加したいと言つ

るが、まだ評価を私はしていません。そんな風に言うと、他の先生方に怒られそうですが（笑）。

中尾氏 法人名にもある「H・R・M・」とは「ヒューマン・リソース・マネジメント」の

○私の顧問先紹介

目方 研次 ⇄ 中尾 文彦

Kenji Mekata
エヴィス法律会計事務所 弁護士

Fumihiko Nakao
エイチ・アール・エム・オフィス社会保険労務士法人 代表社員

法人概要
法人名称：エイチ・アール・エム・オフィス社会保険労務士法人
設立：2005年12月14日
事業内容：労働保険・社会保険等の手続き業務、人事・労務関連のコンサルタント業務
所在地：〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目4-15公館ビル5階
TEL：06-6362-3101 FAX：06-6362-3103
URL：<http://www.hrm-office.co.jp>
関連法人：株式会社エイチ・アール・エム・オフィス

中尾 文彦(なかお ふみひこ) 1981年3月 同志社大学法学部法律学科卒業。1993年11月 社会保険労務士試験合格後、1994年4月 中尾社会保険労務士事務所を開設。2005年12月 エイチ・アール・エム・オフィス社会保険労務士法人に法人化、代表社員に就任し現在に至る。

目方 研次(めかた けんじ) 1985年京都大学法学院卒業後、衆議院議員秘書を勤める。1991年司法書士試験合格。司法書士事務所に勤務。1995年司法試験合格。1998年大阪弁護士会弁護士登録。弁護士法人高橋総合法律事務所に勤務。2008年エヴィス法律会計事務所のパートナー弁護士となり現在に至る。

30年ぶりの再会

私の中学校時代の友人にTという友人がいた。中学校は隣の

受験することになった。

中学であつたが、中学に入学してから塾が一緒だつた。南森町にある有名な進学塾であり、塾生はいろんな中学から通つて来ていた。Tとは帰り道が同じだつたこともあつて直ぐに親しくなつた。塾の帰りは、南森町商店街の入り口に今でもある肉屋でコロッケを買って、市バスに乗つて食べながら一緒に帰つた。

彼とは、勉強面ではライバルで
あったが、ウマが合い、休みの日には、阿倍野ブルーに行ったりしてよく遊んだ。彼の家も私の家と同じで、繊維関係の仕事をしており、家族ぐるみの付き合いだった。母親同士も、体型が小柄という点も共通していたが、子どもの教育、進学の話題で話が弾んだんであろう仲が良かつた。

競争率1.1倍。楽勝だと思つてい
たし、周りもそのように思つ
ていた。ところが、開けてびっくり、
なんと二人とも不合格となつた。当
時、お互いに好きな女の子がいて、
彼女達も同じ〇高校を受けたのであ

るが、彼女たちは二人とも合格。夢の高校生活を二人で夢見ていたのが無惨にも崩壊。Tはショックでしばらく口がきけない状態であった。そんなTに、高知に行こう、高知は夢を追いかけた幕末の志士坂本龍馬の生地である、とか何とか理屈をつけで説いて、二人で大阪港から高知行き



• 1974



2004 ◀ · · · · ·

の深夜便のフエリーレに飛び乗った。フエリーの中では、楽天的な私が、気落ちしているTを慰める側にまわっていた。「Tよ、お前の最終目標は、〇高校に行くことやない、お前の目標は医者になることやろ、元気ださんかい！」Tは、「わかった。俺は日本一の外科医になる。お前はどうするんや?」と答えた。私は、「母親は、俺に医者になつて欲しいらしい。でも俺は、社会とか英語、国語が得意やから文系に進む。弁護士にならん！」と言い、二人は固く誓つた。結局、私は、桃山学院、Tは、K蘭千里に進学した。

その後、母親同士は、時々連絡を取り合っていたようであつたが、私たちは、すっかり疎遠になつており、会うこともなかつた。その後、大学受験、私は現役で合格し、大阪市立大学法学部に入学。Tは、受験に失敗、希望する国立大学の医学部に入学できず、浪人の身となつた。

大阪医大に合格。その後、大学生活を送った後、1984年、Tが国家試験に合格したという噂を聞いた。私は、ちょうど司法試験の受験を

た。の身。その後、私は、Tに気が引けた。その後、さらに月日が流れ、1995年、司法試験に合格した。Tの合格から11年経っていた。私の母は私が司法試験の勉強を始める前の大学4回生のときに既に病死していました。

に講師として呼ばれた。そのとき会場入りした私に、一人の男が「おー、俊、俺や俺や」と言って手を振つていた。直ぐには分からなかつたが、Tであった。「お前、弁護士になつてたんか。もう朽ち果てていると思つてたわ。今日、式次第に田中俊と書いてたのでもしかしたらと思つたのである。

場入りした私に、一人の男が「おー、俊、俺や俺や」と言って手を振っていた。直ぐには分からなかつたが、Tであった。「お前、弁護士になつてたんか。もう朽ち果てていると思つてたわ。今日、式次第に田中俊と書いてたのでもしかしたらと思つてたわ。」

その後、Tとは全く音沙汰は無かった。弁護士になって、6年くらい経ったとき、過労死事件をしていた関係で、産業医200名を対象とした京都府医師会での講演会で、

から やっぱりお前が お前に説教されるとはなあ。俺、今、京都で外科医してるんや。」とTは言つた。



弁護士
田中俊
Tnaka Shun

法務局つて、どうよ！



弁護士
中西 啓
Nakanishi Kei

私が担当した事件のことです。

最初は、中国籍の女性から日本国籍を取得して欲しいと頼まれました。中国で生まれたので中国籍になつていましたが、21歳の時に両親ら家族と来日し、それ以降は日本に住んでいました。私は、この女性の代理人として家庭裁判所に就籍許可の申立てを行い、無事、裁判所の決定

で日本国籍の取得が認められました。そして、その女性の戸籍が作られました。ここまで、スマートに運びました。

その女性の方には、4人のお子さんがいました。22歳の時に日本で結婚した中国籍の夫との間の子どもです。結婚時には中国籍でしたので、婚姻届は中国総領事館に提出していました。

で日本国籍の取得が認められました。4人のお子さんの中、3人が日本人で産んだ子どもなのですが、お子さんについては日本の役所に出生届を提出していましたが、1人についても出生時にこの女性の在留許可期間が切れて不法滞在の状態になつていていたこともあって、病院では出生せず、出生届も提出していませんでした。そこで、日本国籍を取得後、出生届を提出しました。

さて、お母さんが日本人なのです

から「就籍許可決定により日本国籍の取得が認められますと、法律上は、この世に出生を受けた時点から日本人であった扱いとなります」、

そのお母さんが日本で産んだ子供は当然日本人ということになります。

そこで、私は、子ども達をお母さんの戸籍に載せてくるように役所に申請しました。ところが、役所は載せられないという回答でした。その理由は、「夫が誰か分からぬから」というものでした。実

は、彼女の夫は、偽名を用いてわが国に入国しており、その後、国内で記載されている氏名もその偽名です。ただし、日本国籍取得が裁判所で認められた後に提出した三男の出生届の父親の欄には実名を記載していました。役所を所管する法務局の記載するわけにはいかないし、さりとて偽名を名乗っている人物と実名であることが判明した以上、その偽名を子ども達の父親として戸籍に記載するわけにはいかないし、さりとて偽名を名乗っている人物と実名の人物が同一人物であることの証明資料がない限りは実名を戸籍に記載

することもできないといったのです。

法務局の理屈は表面上はなるほどと思われるものかもしれませんのが、問題は、父親の氏名をどのように記載したらよいのかが判断できないと、うもない理由で戸籍が作成されないまま、法律上日本人である子ども達が中国人（外国人）扱いを受け続けるのはおかしいのではないかということです。このままでは、いつまで経つても日本人の子どもとして受けるべき教育や健康等に関する様々な公的サービスを受けられないことになるからです。私は、法務局に対して、父親の氏名の欄を空欄にしたままで戸籍を作ればいいのではないかと言いましたが、法務局は受けつけませんでした。東京の法務省にも電話で掛け合いましたが、確かに子どもさんにとっては迷惑な話なのは分かると言いつつ具体的な打開策を探ろうとはしませんでした。

そこで、私は、やむなく家庭裁判所に、子ども達の就籍許可の申立てを行いました。本件は、就籍許可の審判を求める手続にはなじまないケ

皆様、どう思われますか？

法律上受けてはならない不利益を受けている子ども達の権利の保護を一切顧みようとしている法務局の有様

は、日本という国の行政が人権の擁護に全く無関心であることを如実に示していると思います。まさに、棄民国家日本の面目躍如です！

ハワイ！



弁護士
山上 耕司
Yamagami Koji

今年、4度目のハワイに行つきました。長女が生まれた直後にはじめてハワイへ行き、以来10数年ぶりにハワイへ行ったのが2009年の春。やっぱりハワイはいいと再認識して、それからすっかりやみつきになってしまっています。来年は子ども受験があるので行けそうにありませんが、再来年にはまた行くつもりです。

今回はハワイのちょっと驚く法規制をご紹介します。

①アルコールに関して

アルコールを飲んだり買ったりする時には必ず身分証明書の提示を求められます。ハワイ州では21歳以上でないと飲酒できず、その規制がびっくりするくらい徹底しています。私の義父は御年75歳ですが、スーパーでビールを買おうとした時に身分証明書の提示を求められました。だからどう見ても21歳は越えているのですけどねえ。

ビーチではアルコール厳禁です。ワイキキビーチではキレイな海を見ながらビールを飲みたくなりますが、飲んだら大変です。このほかにも、

公園や路上、市バスの中などの飲酒も違法です。

ビーチと言えば、ビーチで出会ったカメに触るのも御法度。ハワイ島でカメに出会った時、思わず触ってしまった他の人がめちゃめちゃ怒られていきました。

②交通規制に関して

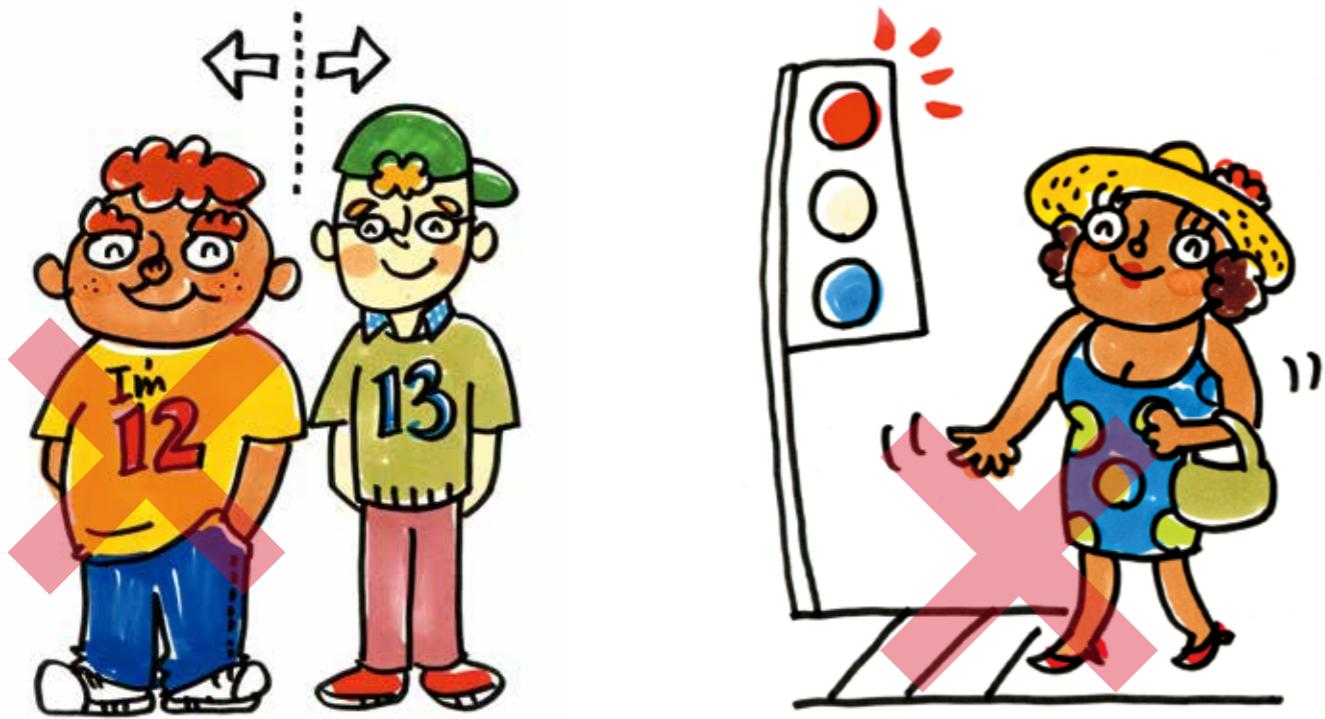
われわれ大阪人は横断歩道の信号の色などあまり気にしませんが、同じような感覚でハワイの道路を渡ると、たちまち検挙されてしまいます。罰金は75ドル。大阪では考えられないことですね。

車の速度規制も大変厳格です。ワイキキでは速い車が多いので少々の速度超過は大丈夫でしょうが、オアフ島でもワイキキを離れたり、ましてや離島に行つたりした時には制限速度はきつちり守るべき。ちなみに、検挙された場合にはただちに裁判所に出頭して定められた罰金を納付しなければいけないです。これをうつかり忘れて日本に帰っちゃったとしても、ハワイの裁判所へ出頭す

るよう命じられるようですが、これを無視したら、再びハワイへ入国することがかなり難しくなるようです。

③子どもに関して

12歳以下の子どもを13歳以上の保護者なしで放置するとたちまち警察へ通報されます。日本で旅行する場合、子どもだけでプールに行かせるなんてしようちゅうあることでしょうし、両親は買い物に出掛けた子どもは部屋でビデオなんていうこともしようちゅうありますよね。でもこれはハワイでは違法。子どもが寝付いたと思って両親だけでホテルのバーに行ってお酒を飲んでいたら、しばらくして部屋で泣き叫んでいるのを聞いた人が通報して警察がやってきたなんていう話は珍しくないそうです。



「子供を返して」



弁護士
堀木由紀
Horiki Yuki

夫婦と小学3年の長女、4歳の長男の4人家族。夫婦仲は悪く父親は数ヶ月に一度しか帰宅していなかった。妻が離婚意思を夫に伝えた直後、事件が起つた。

11月19日、父親は小学校から下校中の長女を車に乗せ、次に、保育園に長男を迎えに行き、そのまま長女と長男を連れ去った。パートから帰り、子供の連れ去りを知った母親から私が相談を受けたのはその数日後のことであった。すぐに、父親と交渉を開始したが、相手はまともに電話に出ようとすらしない。

11月30日、速やかに子供を母親の元に戻すよう、家庭裁判所に対し、子の監護者指定・子の引渡審判、審判前の保全処分を申し立てた。連れ去り以後、長女は一日も学校に通えていない。二人とも母親と突然引き離され、交流のほとんどなかつた父方祖父母の元での生活を余儀なくされている。裁判所の調査官は、父

親や祖父母、子供達と面談をしたり、家庭訪問をしたり、学校、保育園の教諭などから事情を聞くなどして、状況を調査した。
12月20日、子供らの監護者を母親と仮に定め、子供らを当面、母親に引き渡すように命じる審判が下された。あくまで、監護者が確定するまでの「仮の処分」ではあるが、当方の主張が認められたのである。しかし、裁判所が勝手に子供らを連れててくれるわけではなく、子供の取り戻しはここからが本当の戦いである。

12月22日、審判書が事務所に届くとすぐに、子供らがいると思われる祖父母宅に走つた。17時45分到着。チャイムを鳴らすと、1・2分経つてようやく祖母がドアを開けた。その瞬間、家の中を確認するが子供らのいる様子はない。居場所を問い合わせるが祖母は頑として教えないと拘めてはいない。当てずっぽうの強制執行だ。

12月24日、子の引渡しの強制執行を申し立てる。執行官が出向き、強制的に子供たちを取り返す手続きだ。民事の判決で預金の差し押さえをするのと同じイメージである。ただし、裁判所が勝手に子供らを連れててくれるわけではなく、子供

3時。うまくいった場合に備えて、母親も現場に待機してもらう。執行官が玄関のチャイムを鳴らす。が、応答はない。居留守の様子もない。残念ながら、強制執行は失敗だ。

でも、今日を逃しては、正月を子供達と過ごしたいという母親の願いは叶わなくなる。藁にもすがる思いで、もう1カ所、執行場所の追加を申し出た。車で1時間ほどどの距離にある子供の従姉妹の家だ。執行官も快く了解してくれた。

12月27日午後4時、次の執行場所はオートロック式の高層マンションだ。

さすがは執行官。ためらうことなく、住人が扉から出た隙にマンション内に入つた。良いのか?と多少の疑問を抱きつつ、続いて中に入る。だが、ここで執行官の足が止まつた。部屋番号が分からぬ。一か八か、マンション内で遊んでいた小学生に、「Aちゃん(従姉妹の名)の家って何号室だつけ?」と聞くと、「71号室!」と元気よく教えてくれた。執行官は711号室に走つた。711号室のチャイムを鳴らす。しかし、Aちゃんはいたが、肝心の子供らはいない。またも、強制執行は空振りに終わつた。

しかし、母親と子供達の気持ちを考えると、落ち込んでいる暇はない。事務所に電話を入れ、即座に次の申立をする。人身保護請求だ。

人身保護請求とは、身体の自由を拘束されている者の自由を回復することを目的とする手続きだ。審理は法律上迅速性が要求され、場合によつては2年以下の懲役に処せられるなど刑事罰を背景とする強制力をを持つ。従つて、この手続きでは裁判所から子供を連れて出頭するよう要請されたら、大抵の人間は従わざるを得なくなる。

12月27日午後6時、事件が配点された担当部から裁判官面談の電話が入つた。電話口の書記官は「うちの部に回つてきました」と悔しそうな口調だ。仕事納めの前日にこんな厄介な事件が配点されたのだから、気持ちは痛いほど分かる。申し訳ないが、こちらも急いでいるので我慢してもらつしかない。

12月28日午前10時、地方裁判所で裁判官と面談し、緊急性を訴えた。裁判所の動きも速かつた。即日、子供達に国選代理人の弁護士が選任された。こんな年末にもかかわらず、引き受けてくれた

12月27日、強制執行に着手。執行場所は、父方の祖父母宅。着手時間は午後12時27日、強制執行に着手。執行場所は、父方の祖父母宅。着手時間は午後

い。19時すぎまで祖父母宅前で待機するが、子供らは戻つては来なかつた。19時30分、最寄りの警察署に相談に行くが、子供らに危険がなければ捜査できないと予想通りの反応で頼りにならない。

12月28日午前10時、地方裁判所で裁判官と面談し、緊急性を訴えた。裁判所の動きも速かつた。即日、子供達に国選代理人の弁護士が選任された。こんな年末にもかかわらず、引き受けてくれた。

午後4時半、審問を終えた母親は、子供たちの待つ部屋に向かつた。裁判所の一角にある和室で、子供たちは女性書記官とくつろいでいた。二ヶ月ぶりに對面する母親に少し照れくさそうに笑つた。

私の i P a d 活用法



弁護士
里内 博文
Satouchi Hirofumi



最 近スマートフォンやi-Pad等タブレット端末が急速に普及していますが、我が事務所も例外ではなく、現在、3名の弁護士がi-Padを業務に利用しています（遊び使用の女性弁護士を含めると4名です）。私は、当事務所で最後にi-Padを購入したのですが、もはや仕事でもプライベートでもi-Padが手放せない生活となっています。i-Padは、スマートフォンほど一般的になつていないうもあり、「何がそんなんに便利なの？」と思われる方も多いと思います。そこで、今回は、私のi-Pad活用法をご紹介したいと願います。

最 近になってi-Padのありがたさを感じているのは、文章の電子データを閲覧できる機能です。今でも打ち合わせの際のメモは手書きなのですが、この手書きメモ、すぐに整理しないと紛失したり、何の事件のメモか分からなくなったりします。そこで、手書きメモはすぐに入力で取り込んでDropboxやEvernoteといったクラウドサービスのサーバーにアップしています（いずれも無料で利用可）。i-Padからこれらのサーバーにア

クセスして、いつでも取り込んだメモを見返すことができます。事務所に重要な書類を忘れたまま出先に行ってしまった（裁判官からは、今でも「ほう、i-Padですか。」等と言われますが）。ノートパソコンと違い、i-Padは瞬時に起動するので、次回期日を決める際、法廷で相手を待たせることもありません。紙の手帳との一番の違いは、インターネット上のカレンダーと同期できることです。i-Padで入力した最新のスケジュールが、事務所のパソコンからでも確認できます。

私 は「i-Pad2」を発売日当日にヨドバシカメラ梅田で購入しました。当初は新しい物欲しさのみで、具体的な活用法など何も考えていませんでした。しかし、購入したからには、無理矢理にでも業務に活用していこうと考へ、試行錯誤を始めました。

私 は最初に始めたのが、スケジュール管理です。今まで紙の手帳を利用していましたが、全てi-Pad

でのカレンダーに入力するようにしました。しばらく法廷でi-Padを開くのは照れましたが、3回目ぐらいで慣れました（裁判官からは、今でも「ほう、i-Padですか。」等と言われます）。i-Padは瞬時に起動するので、次回期日を決める際、法廷で相手を待たせることもありません。紙の手帳との一番の違いは、インターネット上のカレンダーと同期できることです。i-Padで入力した最新のスケジュールが、事務所のパソコンからでも確認できます。

私 は「i-Pad2」を発売日当日にヨドバシカメラ梅田で購入しました。当初は新しい物欲しさのみで、具体的な活用法など何も考えていませんでした。しかし、購入したからには、無理矢理にでも業務に活用していこうと考へ、試行錯誤を始めました。

私 は最初に始めたのが、スケジュール管理です。今まで紙の手帳を利用していましたが、全てi-Pad

ま ず最初に始めたのが、スケジュール管理です。今まで紙の手帳を利用していましたが、全てi-Pad